

(別紙)

## 対台湾輸出牛肉取扱要綱

(作成日) 平成29年9月22日

### 1 目的

この要綱は、台湾に輸出する牛肉（以下「対台湾輸出牛肉」という。）について、台湾の衛生当局が求める衛生証明書の発行手続等を定めるものである。

### 2 台湾に輸出可能な牛肉の要件

対台湾輸出牛肉は、以下の要件を遵守すること

- (1) 日本（福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県を除く。）で出生・肥育された牛、又は台湾へ牛肉の輸出を許可されている国において出生し、かつ、日本で100日以上飼育されている牛の肉であること。
- (2) 生後30か月未満の牛の肉であること。
- (3) 以下の特定危険部位（Specific Risk Material（SRM））を含まないこと
  - ア 全月齢の回腸遠位部及び扁桃
  - イ 30か月齢超の頭部（皮、舌、ほほ肉、扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、尾椎、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎は除く。）
- (4) 別添1に示す肉及び臓器を含まないこと。
- (5) と畜検査員の監視の下、と畜前後の検査に合格していること。と畜場法（昭和28年法律第114号）に従いと畜され、さらに、と畜検査員により以下の事項が確認されていること（ア及びウについては、これを証する書類を保管すること）。
  - ア 月齢、出生地及び肥育地等の情報
  - イ と畜の際に、高圧な空気やガスを頭蓋に注入する方式によるスタニングやワイヤーによる脳及び脊髄の破壊（ピッシング）が行われていないこと。
  - ウ とさつの経過において、特定危険部位（SRM）、機械的回収肉（Mechanically Recovered Meat（MRM）：肉の付着した骨を粉砕したのち、骨くずを除いて回収されたひき肉）、機械的に分離した肉（Mechanically Separated Meat（MSM））、頭蓋や脊柱から機械的に除去した肉（Advanced Mechanically Recovery（AMR））又は30か月齢以上の牛の部位が混入していないこと。
- (6) 台湾への牛肉の輸出が可能である別添3のと畜場及び当該と畜場に併設された食肉処理場（以下「認定と畜場等」という。）において、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること。

### 3 認定と畜場等の要件

認定と畜場等は、以下の要件を満たしていること。

- (1) と畜場法に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基

づく食肉処理業の営業許可を有し、と畜場法及び食品衛生法等の関係法規を遵守していること。

- (2) と畜場及び食肉処理施設は、H A C C P方式による衛生管理を実施していること。
- (3) 食肉処理場は、と畜場に併設され、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること。

#### 4 対台湾輸出牛肉の食肉衛生証明書の発行手続きについて

- (1) 台湾に牛肉を輸出しようとする者は、認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式1の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添2によることとする。
- (2) 証明書発行食肉検査所は、証明しようとする牛肉が認定と畜場等で適切にとさつ、解体及び分割され、2に示す対台湾輸出牛肉の要件を満たすことが確認できたものについて食肉衛生証明書を発行する。
- (3) 食肉衛生証明書のと畜検査員の署名は、あらかじめ登録されたと畜検査員が行う。
- (4) 食肉衛生証明書の“Birthplace and country of raising of the cattle from which the beef is derived”の欄は、当該牛の出生国及び飼養国（例：Japan/Japan）を記載する。
- (5) 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定であるときには、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載し、再発行が必要である旨を明記して発行した上で、申請者からこれら記載事項の報告と併せて当該証明書が提出された後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。
- (6) 食肉衛生証明書は、公印及び契印を押印した原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを証明書発行食肉検査所に保管する。
- (7) 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。
- (8) 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録するなど、都道府県等において、適切に管理する。
- (9) 発行した証明書及び関連書類は、証明書の発行の日から1年間保管する。

#### 5 認定と畜場等の取消し等

- (1) 厚生労働省は、対台湾輸出牛肉及び認定と畜場等について、2又は3の要件への不適合が認められた場合は、当該施設を認定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまで当該施設からの対台湾輸出牛肉に対する衛生証明書の発給を停止する。

- (2) 厚生労働省は、上記(1)の措置をとった際には、管轄する都道府県等を通じ、当該施設の設置者にその旨を通知するとともに、台湾政府へその旨通告を行う。
- (3) 上記の措置により、衛生証明書の発給を停止された施設について、設置者等がその原因を調査し、改善措置及び再発防止措置をとり、さらに、当該施設を管轄する都道府県知事等によって改善が確認された場合、都道府県知事等は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官宛てにその内容を報告する。厚生労働省は、適切な改善措置及び予防措置が行われていると判断した場合、当該情報を台湾政府へ通知する。

## 6 表示事項

対台湾輸出牛肉の外装又は容器包装には別紙様式2の検査済証を添付すること。

## 7 その他の留意事項

食肉製品製造施設から牛肉製品を輸出する場合は、当該食肉製品製造施設は、台湾の衛生当局から輸出可能施設として認められ、認定と畜場等から受け入れた2の要件を満たす牛肉を用いて製品の製造を行う体制が整備されていること。衛生証明書の発行手順は、別途、厚生労働省と協議すること。

STANDARD FORM AUTHORIZED BY THE  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
OF JAPAN

**HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF  
CHILLED/FROZEN BEEF AND BEEF PRODUCTS FROM JAPAN TO  
TAIWAN**

No. : .....  
DATE : .....  
(Month/Day/Year)

**I. Identification of the products**

(Species of origin)	(Name of products)
(Number of packages)	(Net weight of consignment)
(Consignor)	(Consignor Address)
(Consignee)	(Destination)

**II. Origin of products**

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting/processing plant)		
(Others)		

Date of Slaughter : ..... Date of Production : .....  
 Birthplace and country of raising of the cattle from which the beef is derived : .....  
 Container Number and Seal number: .. See the export quarantine certificate .....

I hereby certify that:

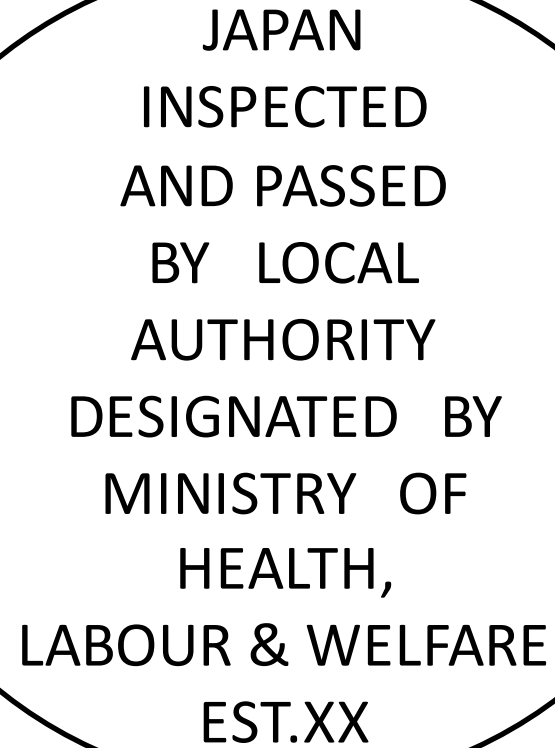
- 1) The beef or beef products were derived from cattle born and raised in Japan or from cattle born in a country deemed eligible by Taiwan to export beef and raised in Japan for at least 100 days prior to slaughter in Japan.
- 2) The beef or beef products derived from cattle less than 30 months of age.
- 3) The beef or beef products were derived from cattle that were slaughtered in meat establishment certified by the MHLW as eligible to export beef or beef products to Taiwan and that passed ante-mortem and post-mortem inspection under veterinary supervision at time of slaughter.
- 4) The beef or beef products were derived from cattle that were not subject to a stunning process, prior to slaughter, with a device injecting compressed air or gas into the cranial cavity, or to a pithing process.
- 5) The beef or beef products were produced and handled in a manner as to prevent contamination from SRMs, mechanically recovered meat (MRM) / mechanically separated meat (MSM), or advanced meat recovery (AMR) from the skull and vertebral column of cattle 30 months of age or over at the time of slaughter, in accordance with Japanese regulations.

Signature : .....

Name of meat inspector : .....

Official Title : .....

(Name of prefecture or city) : .....



JAPAN  
INSPECTED  
AND PASSED  
BY LOCAL  
AUTHORITY  
DESIGNATED BY  
MINISTRY OF  
HEALTH,  
LABOUR & WELFARE  
EST.XX

(別紙様式3 食肉輸出計画書)

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申出者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその所在地、名称、及び  
代表者氏名

食肉輸出計画書

平成〇〇年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量

台湾へ輸出ができない肉及び臓器等	
1	牛肉のひき肉(骨なし、生鮮肉、冷蔵肉及び冷凍肉)
2	牛の食用肝臓(生鮮、冷蔵及び冷凍)
3	牛の食用眼球(生鮮、冷蔵及び冷凍)
4	牛の食用脳、脊髄及び頭蓋骨(生鮮、冷蔵及び冷凍)
5	牛の食用心臓及び肺(生鮮、冷蔵及び冷凍)
6	牛の食用腎臓及び脾臓(生鮮、冷蔵及び冷凍)
7	牛の食用膵臓及び子宮(生鮮、冷蔵及び冷凍)
8	牛の消化管(腸管及び直腸を含む)、その全体及び部分(生鮮、冷蔵又は冷凍)
9	牛の消化管(腸管及び直腸を含む)、その全体及び部分(塩漬、塩水漬、乾燥又は燻煙)
10	牛の胃、その全体及び部分(生鮮、冷蔵又は冷凍)
11	牛の胃、その全体及び部分(塩漬、塩水漬、乾燥及び燻煙)
12	牛の膀胱、その全体及び部分(生鮮、冷蔵又は冷凍)
13	牛の膀胱、その全体及び部分(塩漬、塩水漬、乾燥又は燻煙)
14	牛又は豚の調理済み又は保存食にした肝臓(冷凍、缶詰、その他)
15	牛の調理済み又は保存食にした内臓(心臓、肺、肝臓、大腸、小腸、脾臓、胃、腎臓、膵臓、膀胱、子宮を含む)(冷凍、缶詰、その他)
16	牛の調理済み又は保存食にした眼球、脊髄、頭蓋骨(冷凍、缶詰、その他)

電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続

1 輸出計画書の提出

食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式3に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。

- (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

2 食肉衛生証明書の発行申請

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。



台湾輸出牛肉施設一覧  
List of beef Establishments to export to Taiwan

都道府県 Prefecture	番号	施設番号 Est No.	施設名称 Name	所在地 Address
北海道 Hokkaido	1	HO-1	株式会社北海道畜産公社道央事業所早来工場早来食肉流通センター HOKKAIDO LIVESTOCK CORPORATION Co., LTD. DOO PLANT HAYAKITA FACTORY HAYAKITA MEAT DISTRIBUTION CENTER	北海道勇払郡安平町遠浅695番地 695, Toasa, Abira-cho, Yuufutu-gun, Hokkaido
			株式会社北海道畜産公社道央事業所早来工場 HOKKAIDO LIVESTOCK CORPORATION Co., LTD. DOO PLANT HAYAKITA FACTORY	
	2	HO-2	株式会社北海道畜産公社道東事業所北見工場北見地区総合食肉流通センター HOKKAIDO LIVESTOCK CORPORATION CO., LTD, DOTO PLANT KITAMI FACTORY KITAMI DISTRICT GENERAL MEAT DISTRIBUTION CENTER	北海道網走郡大空町東藻琴千草72番地の1 72-1, Chigusa Higashimokoto, Ohzora-cho, Abashiri-gun, Hokkaido
旭川市 Asahikawa	4	AC-1	株式会社北海道畜産公社道東事業所十勝工場十勝総合食肉流通センター HOKKAIDO LIVESTOCK CORPORATION CO., LTD, DOTO PLANT TOKACHI FACTORY TOKACHI GENERAL MEAT DISTRIBUTION CENTER	北海道帯広市西24条北2丁目1番地1 1-1, Kita2-chome, Nishi24-jo, Obihiro City, Hokkaido
			株式会社北海道畜産公社道央事業所上川工場上川総合食肉流通センター HOKKAIDO LIVESTOCK CORPORATION Co., LTD. DOO PLANT KAMIKAWA FACTORY KAMIKAWA GENERAL MEAT DISTRIBUTION CENTER	
岩手県 Iwate	5	I-1	株式会社いわちく IWACHIKU Co.,Ltd.	岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地120番地 120 Minamiyachi, Inubuchi, Shiwa-cho, Shiwa-gun, Iwate
				岩手県紫波郡紫波町犬渕字下越田1-3 1-3, Shimo-koeda, Inubuchi, Shiwa-cho, Shiwa-gun, Iwate
秋田市 Akita	6	AKC-1	秋田県食肉流通センター Akita Prefecture Meat Processing Center 株式会社秋田県食肉流通公社 AKITA Meat Public Service Co.,Ltd	秋田県秋田市河辺神内字堂坂2番地1 2-1 Dosaka Jinnai Kawabe, Akita city, Akita
山形県 Yamagata	7	山形県10 (Yamagata prefecture 10)	山形県総合食肉流通センター Yamagata Prefecture meat distribution center	山形県山形市大字中野字的場936番地 Yamagata Prefecture Yamagata-city, oaza Nakano aza Matoba 936
		P-2	株式会社山形県食肉公社 Yamagata Prefecture Meat Association,Inc.	
山形県 Yamagata	8	山形県4 (Yamagata prefecture 4)	米沢市営と畜場 Yonezawa shiei tochikujo	山形県米沢市万世町片子5379番地の15 5379-15, Katako, Banseicho, Yonezawa-City, Yamagata Prefecture
埼玉県 Saitama	9	SA-1	和光ミートセンター Wako Meat Center 株式会社アグリズ・ワン和光ミートセンター牛肉加工室 AGRIS-ONE Corporation Wako Meat Center Meat Processing Room	埼玉県和光市下新倉6-9-20 6-9-20, Shimoniikura, Wako-shi, Saitama-ken
越谷市 Koshigaya	10	KOC-1	越谷食肉センター Koshigaya Meat Center	埼玉県越谷市増森1丁目12番地 1-12 Mashimori, Koshigaya-city, Saitama
			IHミートパッカー株式会社東京ミートセンター IH Meat Packer Co., Ltd. Tokyo Meat Center	埼玉県越谷市増森1丁目20番地1 1-20-1, Mashimori, Koshigaya-city, Saitama
山梨県 Yamanashi	11	YN-1	株式会社山梨食肉流通センター Yamanashi Meat Logistics Center Co., LTD	山梨県笛吹市石和町唐栢1028番地 1028 Karakashiwa, Isawa-cho, Fuehuki-shi, Yamanashi
岐阜県 Gifu	12	GI-1	飛騨食肉センター Hida Meat Center	岐阜県高山市八日町327番地 327 Youka-machi, Takayama-shi, Gifu
			飛騨ミート農業協同組合連合会 Hida Meat Agricultural Cooperatives	

都道府県 Prefecture	番号	施設番号 Est No.	施設名称 Name	所在地 Address
滋賀県 Shiga	13	S-1	滋賀食肉センター Shiga Meat Center	滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4 1089-4 Chokojicho, Omihachiman city, Shiga Pref.
姫路市Himeji	14	HMJ-1	和牛マスター食肉センター Wagyu Master Meat Center	兵庫県姫路市東郷町1451番地5 1451-5, Togo-cho, Himeji City, Hyogo Prefecture
神戸市 Kobe	15	KOBE-1	神戸市立食肉センター Kobe City Meat Center ケイ・ピー・シー K.P.C.	兵庫県神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号 7-1-20, Karumo-dori, Nagata-ku, Kobe
徳島県 Tokushima	16	TOKU-1	徳島市立食肉センター Tokushima City Meat Center 株式会社フジミツハセガワ FUJIMITSUHASEGAWA Co., Ltd.	徳島県徳島市不動本町3丁目1724番の2 3-1724-2 Fudohon-cho, Tokushimacity, Tokushima
	17	TOKU-2	株式会社 にし阿波ビーフ NISHIAWA BEEF LTD.	徳島県三好郡東みよし町足代890番地3 Ashiro 890-3, Higashimiyoshi-cho, Miyoshi-gun, Tokushima
福岡市 Fukuoka	18	FC-1	福岡市中央卸売市場食肉市場 Fukuoka City Central Wholesale Market Meat Market 福岡市中央卸売市場食肉市場（部分肉加工場） Fukuoka City Central Wholesale Market Meat Market (Cutting Meat Area)	福岡市東区東浜二丁目85番地14 2-85-14 Higashihama, Higashi-ku, Fukuoka city
長崎県 Nagasaki	19	NG-1	日本フードパッカー株式会社 諫早工場 Nippon Food Packer Inc. Isahaya Plant	長崎県諫早市幸町79番22号 79-22 Saiwai-machi, Isahaya City, Nagasaki Prefecture
				長崎県諫早市幸町79番23号 79-23 Saiwai-machi, Isahaya City, Nagasaki Prefecture
大分県 Oita	20	OI-1	株式会社 大分県畜産公社 OITAKEN CHIKUSANKOSYA CO.,LTD	大分県豊後大野市犬飼町田原1580番地29 1580-29 Tahara, Inukaimachi, Bungoono City, Oita Prefecture
熊本県 Kumamoto	21	KU-2	株式会社 熊本畜産流通センター Kumamoto Chikusan Ryutsu Center Co.Ltd	熊本県菊池市七城町林原9番地 9 Hayashibaru, Shichijyo-machi, Kikuchi-shi, Kumamoto
宮崎県 Miyazaki	22	M-1	株式会社 ミヤチク 高崎工場 Miyachiku Corp.,Ltd. Takasaki Plant	宮崎県都城市高崎町大牟田4268番地1 4268-1, Omuta, Takasaki-cho, Miyakonojyo-shi, Miyazaki
	23	M-2	株式会社 ミヤチク 都農工場 Miyachiku Corp., Ltd. Tsuno Plant	宮崎県児湯郡都農町大字川北15530 15530, Kawakita, Tsuno-cho, Koyu-gun, Miyazaki
	24	M-3	サンキョーミート株式会社霧島ミート工場 Sankyo Meat Co., Ltd. Kirishima Meat Plant	宮崎県小林市細野2523番地 2523, Hosono, Kobayashi-shi, Miyazaki 宮崎県小林市細野2516番地 2516, Hosono, Kobayashi-shi, Miyazaki
鹿児島県 Kagoshima	25	K-1	株式会社ナンチク NANCHIKU CO., LTD.	鹿児島県曾於市末吉町二之方1828 1828, Ninokata, Sueyoshi-cho, Soo-shi, Kagoshima
	26	K-2	サンキョーミート株式会社有明ミート工場 Sankyo Meat Ltd. Ariake Meat Plant	鹿児島県志布志市有明町野井倉6965番地 6965, Noikura, Ariake-cho, Shibushi-Shi, Kagoshima
	27	K-3	株式会社阿久根食肉流通センター Akune Meat Distribution Center Co., Ltd. スターゼンミートプロセッサー株式会社阿久根工場 STARZEN MEAT PROCESSOR Co., Ltd. Akune Plant	鹿児島県阿久根市塩浜町一丁目10番地 10 1-chome, Shiohama-cho, Akune-shi, Kagoshima
鹿児島県 Kagoshima	28	K-4	株式会社JA食肉かごしま南薩工場 JA Shokuniku Kagoshima Co., Ltd. Nansatu Plant	鹿児島県南九州市知覧町南別府22361 22361 Minamibeppu, Chiran-cho, Minamikyushu-shi, Kagoshima
	29	K-9	株式会社ジャパンファーム大口処理工場 Okuchi Establishment Japan Farm Co. Ltd. 日本フードパッカー鹿児島株式会社 Nippon Food Packer Kagoshima Co., Inc.	鹿児島県伊佐市大口宮人519番地 519, Miyahito, Okuchi, Isa, Kagoshima